

平成 30 年度 横浜市住居表示審議会

日時 平成 31 年 1 月 21 日（月）10 時から
場所 関内中央ビル 5 階 特別会議室

次 第

- 1 開会
- 2 市民局長あいさつ
- 3 臨時委員の紹介
- 4 出席委員数の報告
- 5 議事
緑区中山町第二次地区における住居表示の実施について
- 6 報告
保土ヶ谷区西谷地区住居表示の実施に向けた検討状況について
- 7 閉会

横浜市住居表示整備事業

緑区中山町第二次地区における 住居表示の実施について

- | | | |
|-----------|----------|-------------------------------------|
| 資料 | 1 | 緑区中山町地区住居表示の概要 |
| 別紙 | 1 | 緑区中山町地区位置図 |
| 資料 | 2 | 緑区中山町第二次地区の概要 |
| 別紙 | 2 | 中山町エリア住所変更検討案内チラシ |
| | 3 | 緑区中山町と寺山町の町境についてのお知らせ |
| | 4-1 | 緑区中山町地区住居表示実施に伴う新町名アンケート |
| | 4-2 | 住居表示実施に伴うアンケート結果について |
| | 5 | 緑区中山町住居表示検討委員会での検討経過 |
| | 6-1 | 緑区中山町第二次地区の住居表示についての地元説明会の開催について |
| | 6-2 | 緑区中山町第二次地区住居表示実施案に係る地元説明について |
| 資料 | 3 | 保土ヶ谷区西谷地区住居表示の実施に向けた検討状況について |
| 別紙 | 7 | 保土ヶ谷区西谷地区位置図及び住所の混乱状況 |
| 別紙 | 8 | 保土ヶ谷区西谷地区住所変更検討案内チラシ |

横浜市市民局窓口サービス課

緑区中山町地区住居表示の概要

1 中山町地区住居表示の検討について

中山町は、全域が住居表示の対象区域となる市街化区域となっています。そのため、全域を住居表示実施対象として、平成 28 年度から実施に向けた検討を開始しました。

住居表示は、平成 30 年度より 2 か年で実施する予定で進めており、平成 30 年 10 月 22 日に第一次地区を実施し、平成 31 年度に、第二次地区を実施する予定です。

(1) 中山町地区位置図

別紙 1 参照

(2) 面積及び世帯概数（法人・事業所等含む）

	中山町	第一次地区 (中山一丁目～四丁目)	第二次地区 (中山四丁目～六丁目)
面積	1.007 km ²	0.648 km ²	0.359 km ²
世帯概数	約 8,000 世帯	約 5,000 世帯	約 3,000 世帯

2 選定理由

平成 28 年 1 月、新治中部地区連合自治会長、中山町区域内の各自治会長、中山商店街協同組合理事長の連名による、実施の要望書が提出されました。

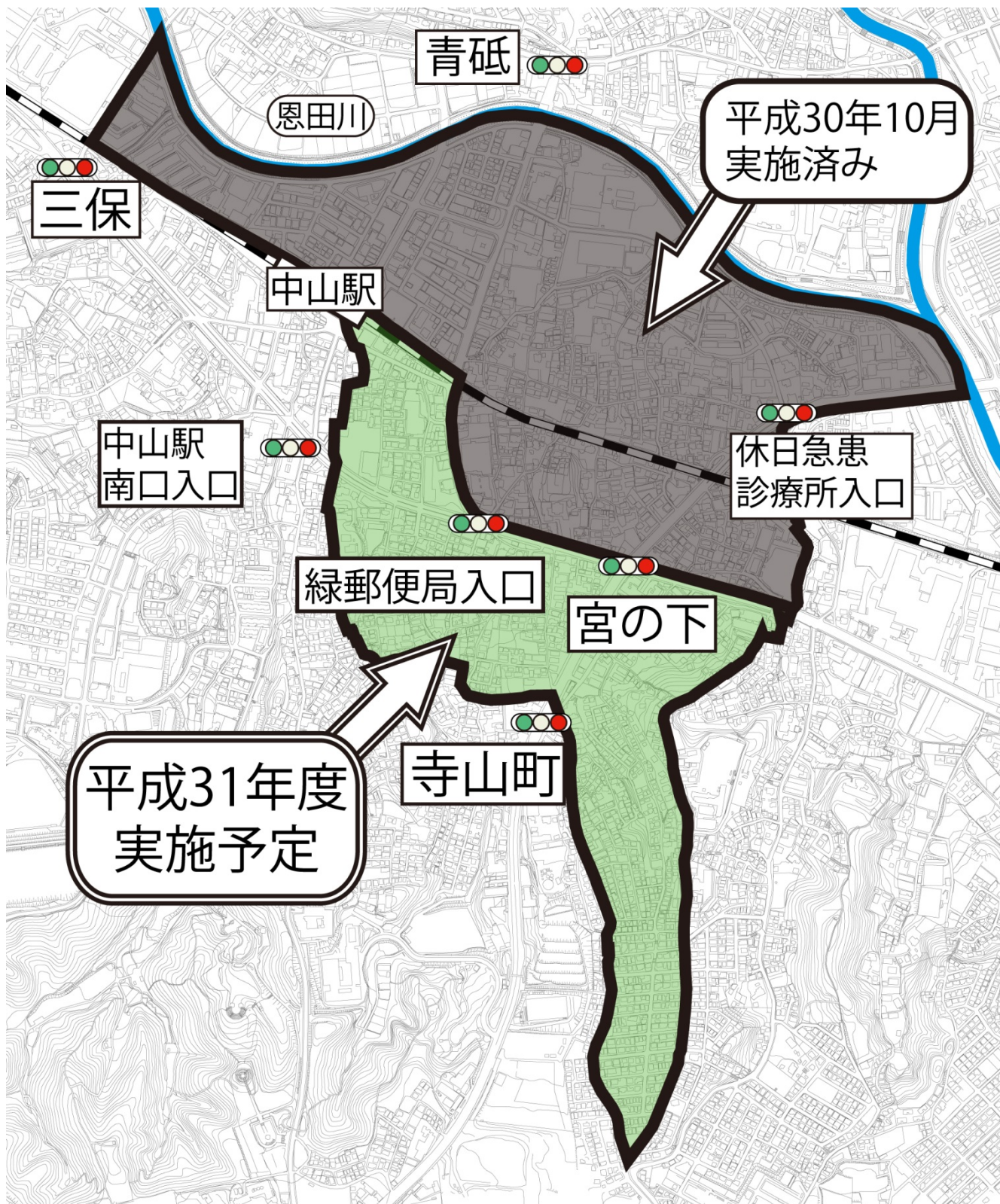
中山町は、宅地化等により、同番、飛番及び欠番が多い等、住所の連続性が失われていることから、住居表示実施の必要性が高い地域であると判断したため、実施予定地区として選定しました。

3 住居表示検討委員会の設置について

住居表示実施により新設する町の境界や名称の案について、地域の声を反映させるため、平成 28 年 9 月に、緑区中山町住居表示検討委員会を設置しました。

検討委員会は、要望書を提出した新治中部地区連合自治会、中山町区域内の各自治会及び中山商店街協同組合のほか、中山町に接する寺山町自治会、上山自治会の代表者や、地域の関係機関（日本郵便株式会社緑郵便局長、横浜地方法務局青葉出張所長、神奈川県警察緑警察署長）の皆様で構成されています。

緑区中山町地区位置図



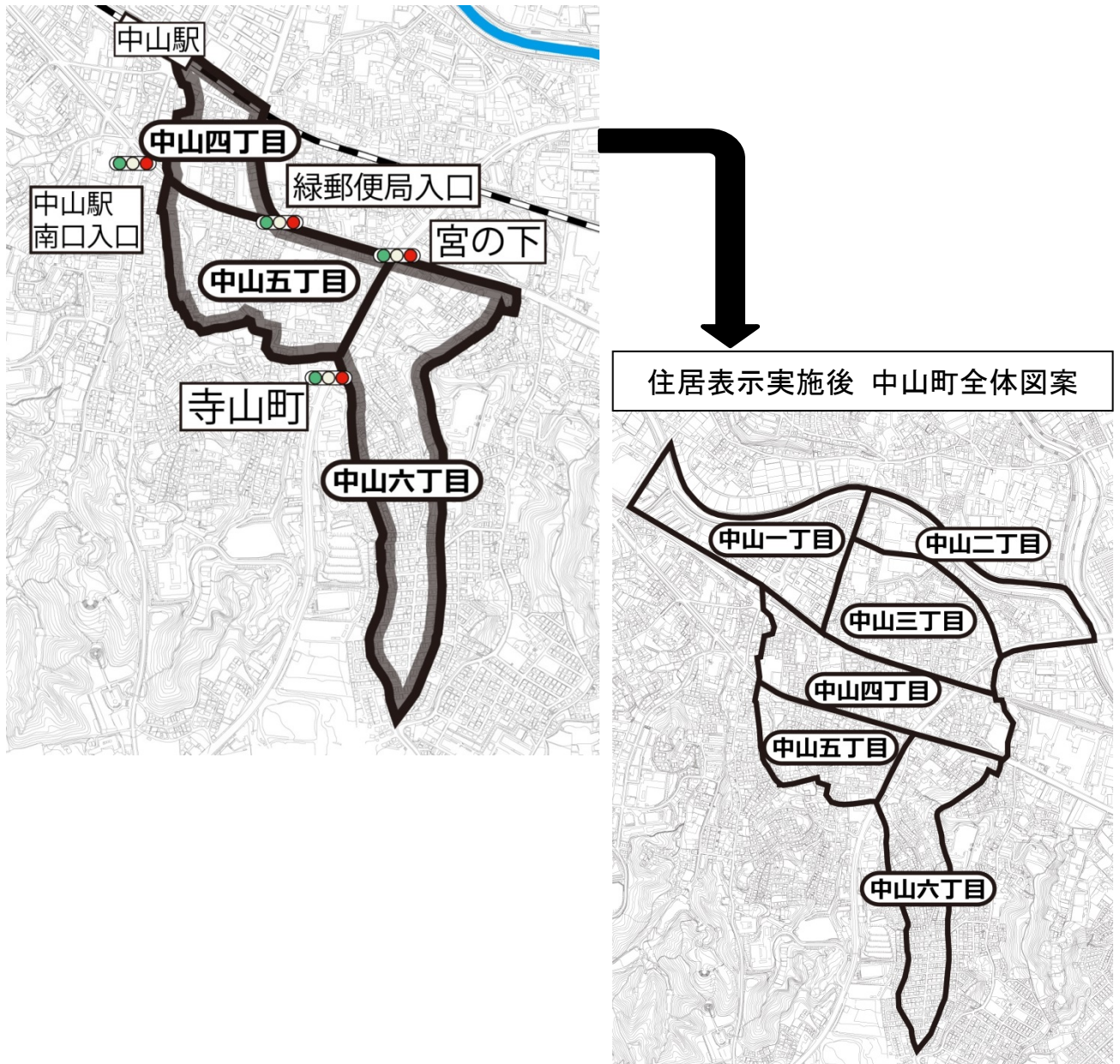
- ・町内に JR 横浜線、県道丸子中山茅ヶ崎線、県道青砥上星川線が通り、町の北端は恩田川に接している。
- ・町の南東部は丘陵に沿って住宅が広がり起伏の多い地形となっている。

緑区中山町第二次地区の概要

1 緑区中山町第二次地区の新町名・新町区域案について

緑区中山町第二次地区の住居表示では、町区域を分かりやすい道路や鉄道等で分けるといった原則に従い、次のように設定しました。

(1) 位置図



(2) 対象面積及び世帯概数

面積 0.359km² 世帯概数 3,000世帯 (法人・事業所等を含む)

新町名案	面積	世帯概数
中山四丁目	0.056 km ²	500 世帯
中山五丁目	0.122 km ²	1,100 世帯
中山六丁目	0.181 km ²	1,400 世帯
計	0.359 km ²	3,000 世帯

2 検討経過について

検討を開始するにあたり、検討開始の周知を行うため、平成28年11月に、お住まいの方に対し、住居表示検討開始チラシ（別紙2）を配付しました。

また、緑区中山町の住居表示実施の検討を進めていく中で、中山町と寺山町の一部の区域において、町境が分かりにくいことが判明しました。

そのため、分かりやすい道路や鉄道等で分けるといった原則に従い、中山町と寺山町の町境の変更を検討しましたが、地域の皆様からは、現状の町境維持を求める声が多く寄せられたことから、現状の町境を維持することとしました。（別紙3）

その後、緑区中山町住居表示検討委員会で検討を重ねた結果、平成30年7月に、第二次地区の新町名・新町区域案を決定しました。

(1) 新町区域案について

横浜市住居表示整備要綱（関連法令7）の第3 住居表示整備実施基準に基づき、恒久的でわかりやすい道路を町界とする6つの町としました。

(2) 新町名案について

平成29年6月～7月、中山町全域（町境を検討していた寺山町の一部を含む）に新町名アンケートを実施しました。（別紙4-1）

アンケートの結果（別紙4-2）を参考に、

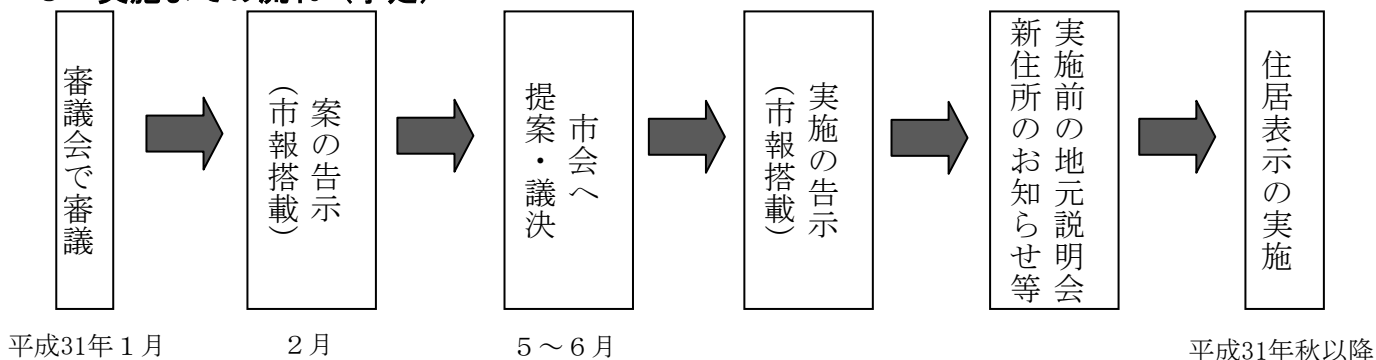
- ①簡明な名称でわかりやすい
 - ②すでに住居表示を実施した隣接の上山一丁目～三丁目（旧町名：上山町）と同様の町名変更手法であり、旧町名が中山町であることの類推が容易である
- という理由から、「中山〇丁目」としました。

また、「丁目」の順番については、北から南に向かい、一丁目から六丁目までを配置し、一筆書きで町をたどれるようにしました。

(3) これまでの検討経過について

別紙5参照

3 実施までの流れ（予定）



中山町エリアで 住所変更を検討中です



緑区キャラクター ミドリ

緑区中山町には「住所の同番地が多い」「隣近所で住所が大きく違う」など、住所が混乱している地域があります。そこで、新しい町名・住所に変更し、住所の混乱を解消する事業「住居表示」の実施に向けた検討を開始しました。

●「住居表示」とは？

住所の混乱を解消するため、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物1軒1軒に付けた番号で住所を表示する」という、市街地で行っている事業です。

また、住居表示の実施に合わせ、町名も新しくなります。

中山町の近隣では、上山町(現：上山一～三丁目)で住居表示を実施しています。

●いつ住所が変わるの？

最短で平成30年秋頃の見込みです。

ただし、検討状況により、これより遅くなる場合や、住居表示を実施しない可能性もあります。

●どのように住所が変わるの？

<今の住所(地番を使用)>

緑区 中山町 ●●●●番地●●

<住居表示実施後の住所>

緑区 ●●(●丁目)●●番●●号



●どこの住所が変わるの？

中山町全域での住居表示を検討しています。ただし、原則として公道等の恒久的な施設を町の境界とするため、中山町に隣接する町の一部を含めて実施する可能性があります。具体的な実施エリアは、地域の皆様の御意見をお伺いしながら検討していきます。

●住居表示のメリットは？

住所の特定が容易になり、緊急車両の遅延や配達物の誤配等を防ぐことができます。

建物に住所を付ける制度ですので、相続や売買に伴う分合筆によって土地の番号が変わっても、再び住所が混乱することはありません。

●住所変更手続が必要？

住民票等の区役所が所管している公簿類や、東京電力、東京ガス等の公共サービスについては、自動的に書き換わります。郵便も1年間は旧住所で届きます。

ただし、不動産・法人登記や運転免許証、銀行など、ご自身で住所変更していただく必要がある手続もあります。

●誰が検討しているの？

新しい町の境界や町名等を検討するため、地域の代表者等で構成される「緑区中山町住居表示検討委員会」が平成28年9月に設置されました。

検討内容は、横浜市ウェブサイトに掲載するほか、町内会の回覧やチラシの配付により、地域の皆様にお知らせします。

●問合せ

横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当 (緑区中山町住居表示検討委員会事務局)

TEL : 045-671-2320 FAX : 045-664-5295

Eメール : sh-juukyo@city.yokohama.jp

横浜市 住居表示

検索

※このチラシは、中山町全域及び周辺の一部地域に配付しています。

平成30年6月25日
横浜市市民局
窓口サービス課

中山町・寺山町の一部地域の皆様へ

緑区寺山町と中山町の町境について（お知らせ）

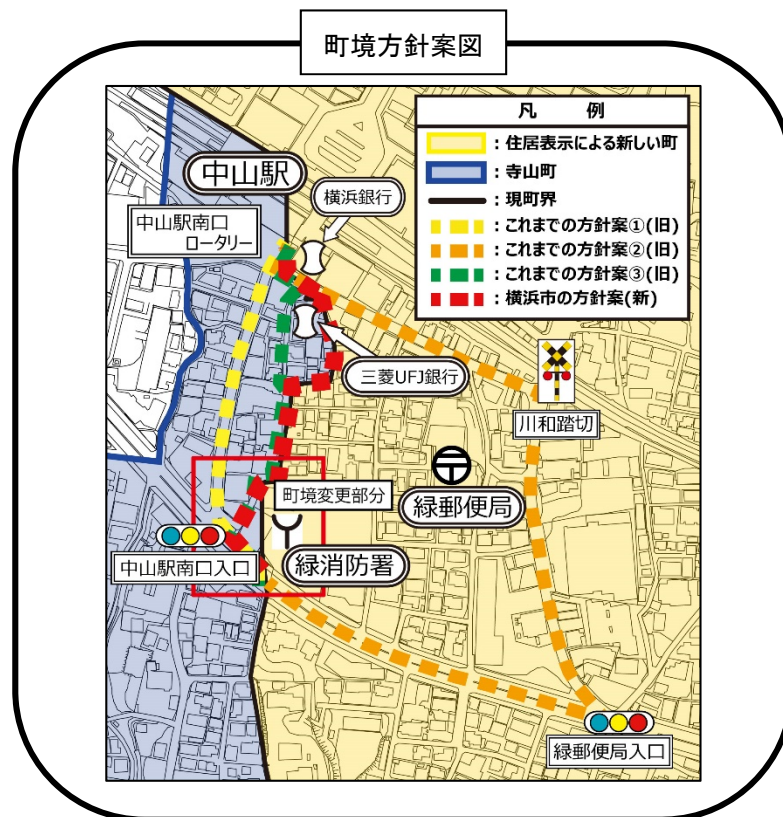
向暑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、緑区寺山町と中山町の町境変更について昨年よりご意見をお伺いしてまいりました。皆様から頂戴した貴重なご意見を踏まえ検討した結果、中山町の住居表示は、基本的に現状の町境を維持する形（町境方針案図中赤線の部分）で進めてまいりたいと考えております。この場合、寺山町にお住まいの皆様の住所の変更はなく、また、中山町にお住まいの方の住所は、住居表示の実施（平成31年度予定）に伴い、中山町の新しい町（予定：中山●丁目●番●号）へ変更となります。

なお、緑消防署の建物の下を町境が通っているため、この部分については西側の公道に町境を変更いたします。

これまで多くのご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。今後も中山町での住居表示実施にご理解・ご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

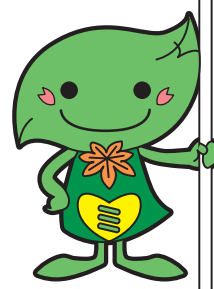


担 当 横浜市市民局区政支援部
窓口サービス課
住居表示担当 中泉・小澤・藤

電 話 045-671-2320
F A X 045-664-5295
E-MAIL sh-jyuukyo@city.yokohama.jp

緑区中山町地区住居表示実施に伴う 新町名アンケート

(回答締切：平成29年7月14日(金)必着)



緑区中山町地区では「住所の同番地が多い」「隣近所で住所が大きく違う」などの住所の混乱を解消するための事業「住居表示」の実施について、検討を進めています。

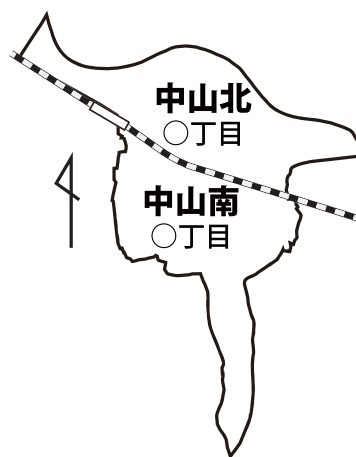
住居表示を実施すると町名が新しくなります。そこで、新しい町名について、地域にお住まいの皆様のご意見を伺いたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

【案1】中山町地区全体を「中山〇丁目」とする



- 町名が簡明でわかりやすい
- △ 「中山」いう町名は他市町村にも多数あるため、正確な住所を書かなければインターネット等での住所検索に手間がかかる

【案2】JR横浜線の北側を「中山北〇丁目」南側を「中山南〇丁目」とする



- 南北に分けることで場所のイメージが掴みやすく、住所を特定しやすくなる
- △ 「南」「北」を付け忘れると住所を特定できない

【回答方法】郵便はがき(切手不要)

下部の返信はがきを点線で切り取り、回答を記入し、郵便ポストに投函してください。(切手不要)
※回答は1世帯あたり1回です。

住居表示実施に伴う新町名アンケート 回答

ふさわしいと考える案に○をつけてください。

回答締切：平成29年7月14日(金) 必着

案1

中山町地区全体を中山〇丁目とする案に賛成

案2

JR横浜線の北側を中山北〇丁目、南側を中山南〇丁目とする案に賛成

案1、案2以外の町名案や、住居表示についてご意見等があれば、自由に記入してください。

ご意見等は、インターネットでも受け付けています。

ただし**新町名案については、必ず左の郵便はがきで回答を、**お願いします。

※インターネットでの町名回答は無効とします。

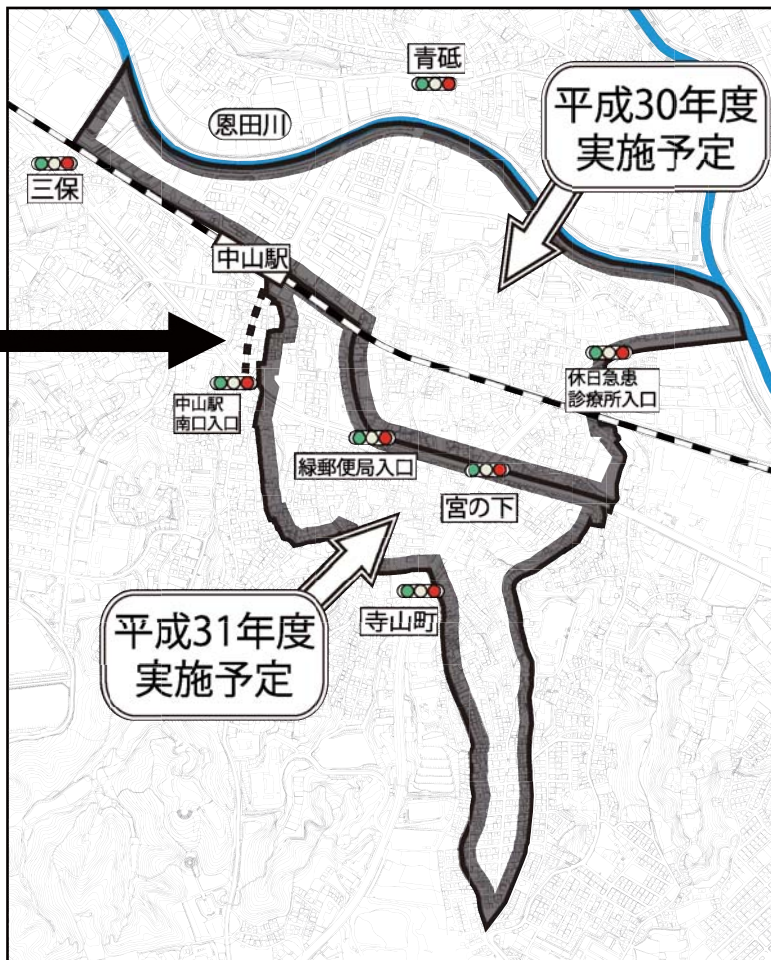
※お寄せいただいたご意見等に個別の回答は出来かねますが、住居表示検討委員会で報告させていただきます。

横浜市 住居表示 検索

裏面あり

<お住まいの町に○をつけてください> 中山町 ・ 寺山町

【中山町地区 区域図】



●緑区中山町地区における 住居表示実施検討区域

(アンケート用紙配付範囲)

●中山町の全域

右図のグレーで囲まれた範囲

●寺山町の一部

右図の点線で囲まれた範囲

※町境を恒久的な道路に合わせるよう整理し、住所をわかりやすくすることを目的として、寺山町の一部も中山町地区と併せて住居表示実施対象に含めるかどうか、検討しています。

●住居表示の概要について

●メリット

同番地や飛び番地の住所を整理することで住所の特定が容易になるため、緊急車両の遅延や配達物の誤配等を防ぐことができます。

●住所の変わり方

<今の住所(地番を使用)>

緑区 中山町 ●●●●番地●●

<住居表示実施後の住所>

緑区 ●●(●丁目)●番●号

●住居表示の実施時期

平成30年又は平成31年秋頃に実施予定

(中山町地区を2回に分けて実施します)

●新町名の考え方

「横浜市住居表示整備要綱」では、

- ・歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの
- ・全市を通じて同一町名、類似町名は避けると規定されています。

緑区中山町住居表示検討委員会では、由緒ある「中山」を新町名に用いることが望ましいという意見にまとまりました。

●その他検討経過等

住居表示の検討経過や今後のスケジュールについては、インターネットで順次公開しています。

横浜市 住居表示

検索

【ご意見・お問合せ】

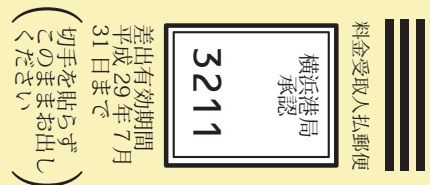
横浜市市民局窓口サービス課
住居表示担当
(緑区中山町住居表示
検討委員会事務局)

TEL:045-671-2320

FAX:045-664-5295

Eメール:

sh-juukyo@city.yokohama.jp



横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市役所

市民局窓口サービス課

住居表示担当 行

郵便はがき
2318790

017

緑区中山町地区住居表示実施に伴う

新町名アンケート実施結果について

1 アンケートの実施目的

住居表示を実施する際に町名が新しくなることから、地域にお住まいの方の御意見を反映するために実施しました。

2 町名候補について

住居表示検討委員会で、「横浜市住居表示整備要綱」の町名設定基準を考慮しつつ検討をした結果、下記の案1・案2を候補として、中山町全域（町境を検討していた寺山町の一部を含む）の方へアンケートを行いました。

また、下記の案1・案2以外に案がある場合やその他の御意見がある場合は、御記入いただけるように、自由記入欄を設けました。

【案1】 中山町地域全体を「中山〇丁目」とする案



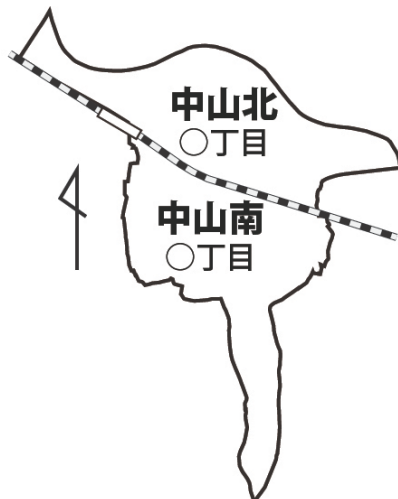
○メリット

町名が簡明で分かりやすい

○デメリット

「中山」という町名は他市町村にも多数あるため、正確な住所を書かなければインターネット等での住所検索に手間がかかる

【案2】 JR 横浜線の北側を「中山北〇丁目」、南側を「中山南〇丁目」とする案



○メリット

南北に分けることで場所のイメージがつかみやすい、住所を特定しやすくなる

○デメリット

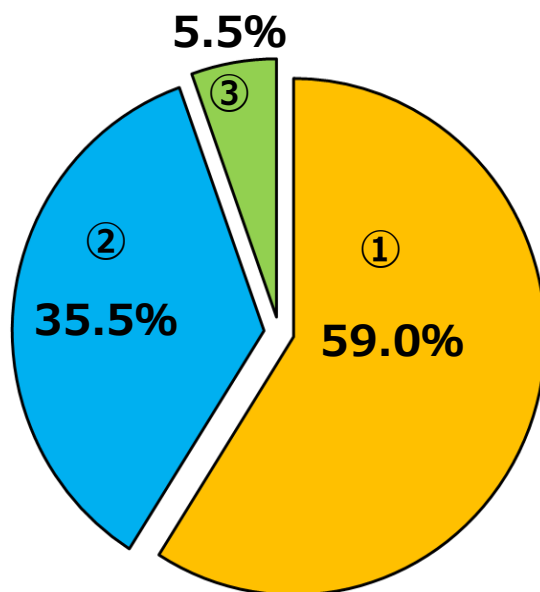
「南」、「北」を付け忘れると住所を特定できない

3 アンケート集計結果について

- ・アンケート実施期間 平成 29 年 6 月 27 日～平成 29 年 7 月 14 日
- ・回答率 **24.9**% (配付数 : 6,107 枚、回答枚数 : 1,519 枚)

		回答数	割合
①	【案 1】 中山町地域全体を「中山〇丁目」とする案	896	59.0%
②	【案 2】 JR 横浜線の北側を「中山北〇丁目」、 南側を「中山南〇丁目」とする案	540	35.5%
③	その他 (自由記入欄に記載された町名案) ※	83	5.5%
	計	1,519	100%

※ 「中山町〇丁目」、「北中山〇丁目 南中山〇丁目」などのご提案がありました。

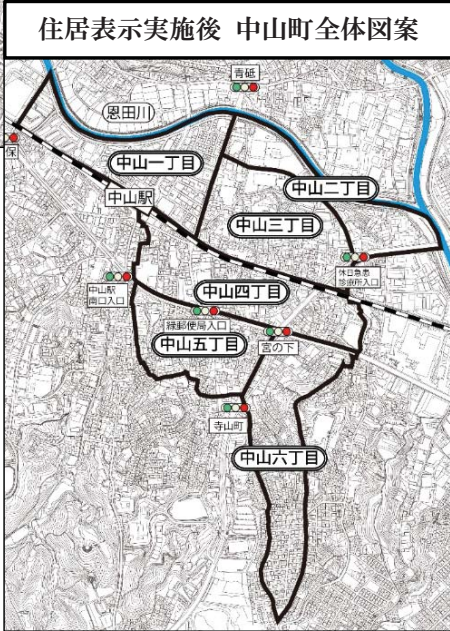
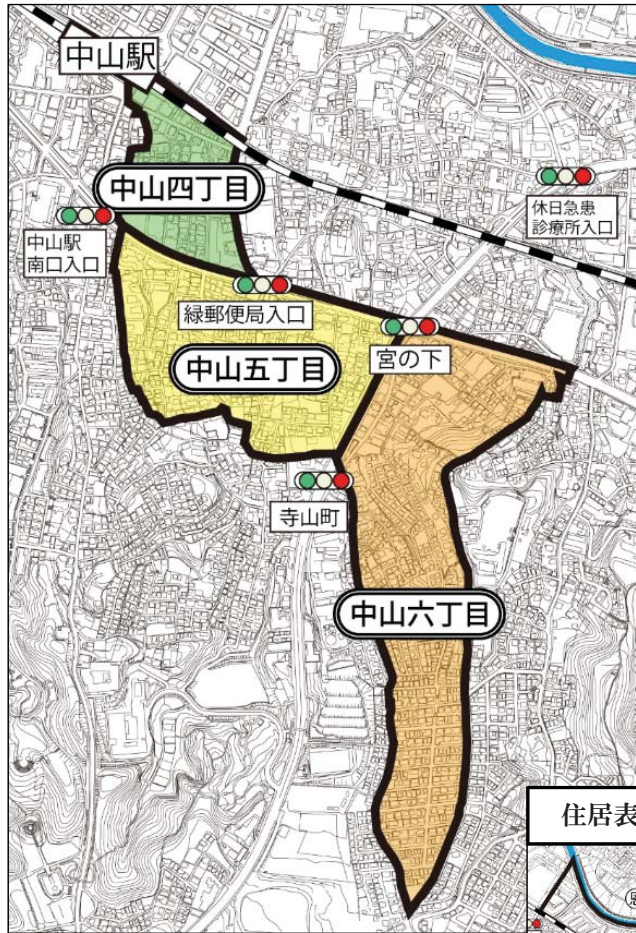


緑区中山町住居表示検討委員会での検討経過

実施月	内容
平成 28 年9月	第1回住居表示検討委員会 (緑区中山町における住居表示実施に向けた検討の開始) (中山町住居表示検討開始に係るチラシについて①)
10月	第2回住居表示検討委員会 (新町区域案の検討について) (中山町住居表示検討開始に係るチラシについて②)
11月	第3回住居表示検討委員会 (新町区域検討に係る現地調査の実施①) (現地調査実施に伴う新町区域案の検討について①) (中山町住居表示検討開始に係るチラシについて③)
11月下旬	緑区中山町住居表示検討開始に係るチラシの配付 (中山町全域及び寺山町の一部を対象) 【参考：別紙2 中山町エリア住所変更検討案内チラシ】
12月	第4回住居表示検討委員会 (新町区域検討に係る現地調査の実施②) (現地調査実施に伴う新町区域案の検討について②) (地域住民からの意見について)
平成 29 年 1月	第5回住居表示検討委員会 (新町区域・新町名案の検討①)
2月	第6回住居表示検討委員会 (新町区域の町割り案の決定)
3月	第7回住居表示検討委員会 (新町名に関するアンケートの内容検討①)
5月	第8回住居表示検討委員会 (新町名に関するアンケートの内容検討②)
6月	第9回住居表示検討委員会 (住居表示実施案に関する説明会について)
6～7月	新町名に関するアンケートの実施 (中山町全域及び寺山町の一部を対象) 【参考：別紙4-1 緑区中山町地区住居表示実施に伴う新町名アンケート 別紙4-2 住居表示実施に伴うアンケート結果について】
平成 30 年 7月	第17回住居表示検討委員会 (第二次地区新町名・新町区域案の決定)
10月	住居表示概要資料及び説明会開催案内チラシ配付 (第二次地区内を対象) 【参考：別紙6-1 緑区中山町第二次地区住居表示に係る説明会の開催について】
11月	地元説明会 (第二次地区内を対象、計4回開催) 【参考：別紙6-2 緑区中山町第二次地区住居表示実施案に係る地元説明会について】

緑区中山町第二次地区 新町区域案

緑区中山町第二次地区の住居表示について
地元説明会を開催します



横浜市では、住宅が集中し、土地の分筆や合筆により、住所の連続性が失われてしまっている地域につきまして、新しい町名と住所を設定し、住所のわかりにくさを解消するための「住居表示整備事業」を行っております。

緑区中山町では、平成 28 年 1 月に、中山町を構成する 4 つの自治会と、中山町が所属する連合自治会及び商店街協同組合より住居表示実施の御要望をいただきましたことから、平成 30 年 10 月 22 日に、第一次地区で住居表示を実施します。皆様がお住まいの第二次地区におかれましては、平成 31 年秋以降に住居表示を実施する予定で準備を進めています。(対象範囲は、裏面の図「緑区中山町第二次地区住居表示 新町区域案」を御覧ください。)

今回、「緑区中山町住居表示検討委員会」においてまとめました新町の設定区域、町の名前の案や住居表示に伴う必要な手続などに関する説明会を次のとおり開催いたします。

お手数ですが、いずれか御都合のよろしい日に御参加いただきますようお願いいたします。

- 内容
- (1) 住居表示制度について
 - (2) 新町名・新町区域案について
 - (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

1 説明の対象範囲

緑区中山町第二次地区住居表示の実施予定範囲
 (このチラシが届いた方が、説明の対象となります。)

2 会場・日時

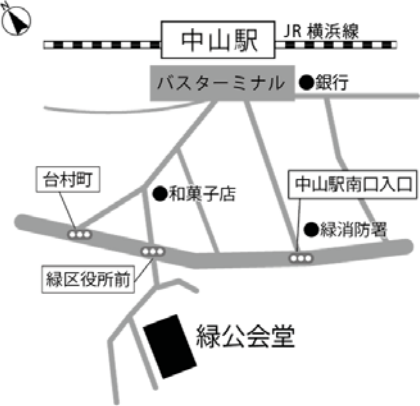
(1) 開催会場

緑公会堂 講堂 (緑区寺山町 118 番地)

- ※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。
- ※ 各回定員になりましたら、大変申し訳ありませんが、他の開催日に御参加ください。
- ※ 会場への自動車や自転車での御来場は、なるべくお控えください。(自動車でお越しの場合、駐車料金の減免を行うことが出来ません。)

(2) 開催日時 (各回の内容は同じです。)

① 平成 30 年 11 月 4 日 (日)	18 時 30 分から	各回定員 500名
② 平成 30 年 11 月 7 日 (水)	18 時 30 分から	
③ 平成 30 年 11 月 14 日 (水)	18 時 30 分から	
④ 平成 30 年 11 月 17 日 (土)	18 時 30 分から	



【お問合せ】 横浜市民局窓口サービス課 住居表示担当
 〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
 TEL : 045 (671) 2320 FAX : 045 (664) 5295
 E-mail : sh-juukyo@city.yokohama.jp

緑区中山町第二次地区の住居表示について

1 住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表している住所が、同番地が多い、飛び番地があるなどの理由からわかりにくくなっている地域に、建物ごとに、規則的につけた「**街区番号**」及び「**住居番号**」を用いて住所を表すことで、住所を分かりやすくするものです。

皆様がお住まいの第二次地区は、**平成31年秋以降**に住居表示を実施する予定で準備を進めています。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

(例) 実施前：横浜市 緑区 **中山町 925 番地**

実施後：横浜市 緑区 **中山四丁目 16 番 11 号**
新町名 街区番号 住居番号

2 新町名案について

平成 29 年夏に実施したアンケート結果を参考に、緑区中山町住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、「**中山〇丁目**」を新町名案としました。

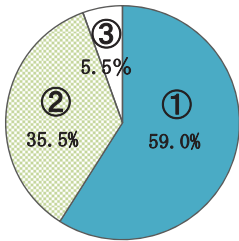
新町名案選択理由：簡明な名称で分かりやすく、既に住居表示を実施した隣接の上山一、二、三丁目（旧町名：上山町）と同様の町名変更手法であり、旧町名が中山町であることの**類推が容易**である。

●アンケート概要

実施期間：平成 29 年 6 月 27 日（火）～平成 29 年 7 月 14 日（金）

回答率：24.9%（配付数 6,107 枚、回収数 1,519 枚）

《アンケート結果》 アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。



①	中山町地区全体を「中山〇丁目」とする案	896
②	JR横浜線の北側を「中山北〇丁目」、南側を「中山南〇丁目」とする案	540
③	その他	83
	計	1,519

3 住居表示実施に伴う新しい住所について

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約1か月前に「住居表示変更通知書」でお知らせします。

4 皆様の住所の変更手続きについて

区役所・水道・東京電力・東京ガスなどの書類は横浜市からの依頼で変更になりますが、法律の規定により皆様に手続きをお願いするものがあります。詳しくは、次ページをご覧ください。

5 郵便について

(1) 住居表示実施後は、住所とあわせて郵便番号も変わります。

(2) 郵便物は、実施後一年間は宛先が旧住所（現在の住所）のままでも配達されます。

住居表示実施に伴う、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。
また、学校名や公園などの名称についても変更はありません。

住居表示に伴う住所などの変更手続きについて

1 住所などの変更手続きが不要なもの

次に挙げるものは、区役所などで変更手続きを行いますので、御自身での手続きは不要です。

1	住民票、戸籍、印鑑登録、区役所で管理する公簿（税に関するものなど）
2	横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証など 旧住所のままでも医療機関で使用できます。次回更新時に新しい保険証をお送りしますが、本人確認資料としてご利用の場合は書換えを行いますので、住居表示実施後に、緑区役所保険年金課までお持ちください。
3	郵便、水道、東京電力、東京ガス、NTT（固定電話）、NHK
4	横浜市立の小学校、中学校及び保育園に通っている方の学校への届出
5	電子証明書（公的個人認証サービス）
6	パスポート（ご自身で書換え）
7	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされている方
8	125cc以下の二輪車

2 住所などの変更手続きが必要な主なもの（変更手数料は原則無料です。）

次に挙げるものは法律の規定上、御自身で住所などの変更手続きが必要です。

住所などの変更手続きには、住居表示実施の約1か月前にお送りする「**住居表示変更通知書**」（住所変更手続用）や実施日以降にお送りする「**本籍更正通知書**」（本籍変更手続用）をご利用ください。

また、通知書が不足した場合などは、実施日以降に緑区役所戸籍課で、住所が変更されたことを証明する「**住居表示変更証明書**」や、本籍が変更されたことを証明する「**土地の名称等の変更証明書**」を無料で発行します。

	不動産登記簿
1	登記簿の表題部（不動産の所在）は、法務局が新町名に変更しますので、手続は必要ありません。ただし、「所有者の住所」欄の住所変更は、法律上、変更手続きが必要になります。
2	法人の所在地、又はその役員の住所が変更になる場合の法人登記簿 会社などの法人は、本店、支店の所在地又はその役員の住所が実施地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する法務局で変更登記をしてください。
3	運転免許証ほか各種免許・許可証
4	自動車、軽自動車、250ccを超える二輪車の検査証、125ccを超え250cc以下の二輪車の届出済証
5	金融機関、保険会社、携帯電話会社などと取引や契約があり、住所変更が必要なもの
6	住民基本台帳カード（写真付きカードのみ手続が必要）
7	マイナンバーの通知カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）
8	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされていない方
9	会社・官庁等にお勤めの方の勤務先への届出 ※国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の住所変更がある場合、同様の手続
10	横浜市立でない小学校、中学校及び保育園に通っている方の学校への届出

3 住所の変更を知人などにお知らせするために

住所変更のお知らせができる、送料無料でのがきをお配りする予定です。

住所等の変更手続きについては、住居表示実施の約1か月前に、各世帯へお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

緑区中山町第二次地区住居表示実施案に係る地元説明会について

1 対象者

- ・緑区中山町第二次地区実施予定範囲の住民（法人、事業所等を含む） 約 3,000 世帯

2 説明会概要

(1) 説明会開催に係る資料の配付

平成 30 年 10 月 22 日～26 日に、地元説明会に関する案内及び住居表示の概要に関する資料を配付しました。

(2) 第二次地区住居表示実施案に関する地元説明会について

平成 30 年 11 月に計 4 回、説明会を開催し、新町名・新町区域案等について説明を行いました。

ア 開催日時等

開催日時	開催場所	来場者数
平成 30 年 11 月 4 日（日） 18 時 30 分～	緑公会堂 （講堂）	46 名
平成 30 年 11 月 7 日（水） 18 時 30 分～		57 名
平成 30 年 11 月 14 日（水） 18 時 30 分～		58 名
平成 30 年 11 月 17 日（土） 18 時 30 分～		39 名
計		200 名

イ 説明事項

(ア) 住居表示制度について

- ・住所の表し方の違い
- ・住所の付け方

(イ) 新町名・新町区域案について

- ・町名案を決定した経緯
- ・町区域案を決定した経緯

(ウ) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

- ・住所等の変更手続が不要なもの、必要なもの

【参考】平成 30 年度実施地区実績（緑区中山町第一次地区実施案の説明会来場者数）

開催日時	開催場所	来場者数
平成 29 年 11 月 18 日（土） 10 時～	緑公会堂 （講堂）	79 名
平成 29 年 11 月 18 日（土） 14 時～		47 名
平成 29 年 11 月 21 日（火） 19 時～		25 名
平成 29 年 11 月 26 日（日） 10 時～		68 名
平成 29 年 11 月 26 日（日） 14 時～		39 名
平成 29 年 11 月 29 日（水） 19 時～		26 名
計		284 名

保土ヶ谷区西谷地区住居表示の実施に向けた検討状況について

1 保土ヶ谷区西谷町について

西谷地区は、保土ヶ谷区の北側に位置し、相模鉄道の西谷駅があり、JR 東海道新幹線や国道 16 号が通っています。

西谷駅を中心に商店街や事業所があるなど、宅地化が進み、西谷町の約 80%が市街化区域となっています。

また、平成 31 年度に「相鉄・JR 直通線」の、平成 34 年度に「相鉄・東急直通線」の供用開始が予定されています。

(1) 西谷地区位置図

別紙 7 (図 1) 参照

(2) 面積

0.620 km²

(3) 住民登録者数

約 7,000 人 (約 3,500 世帯) (平成 30 年 12 月末時点)

2 選定理由

平成 29 年 11 月、西谷町内の連合町会、各町会及び西谷商栄会から、保土ヶ谷区長及び市民局長宛てに、住居表示実施の要望書が提出されました。

要望書が提出されたことに伴い、住所の状況等を調査した結果、西谷町は、昭和 35 年 4 月 1 日に新設されて以降、地番の整理はされておらず、同番、飛番及び欠番が多い等、住所の連続性が失われてしまっていることが判明しました (別紙 7 (図 2) のとおり)。

このような状況では、宅配物の誤配の可能性や緊急車両の到着が遅れる恐れがある等、住民生活に不便が生じているものと思われることから、住居表示実施の必要性が高い地域であると判断し、平成 32 年度実施予定地区として選定しました。

3 住居表示検討委員会の設置について

住居表示実施により新設する町の境界や名称の案について、地域の声を反映させるため、平成 30 年 6 月に、保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会を設置しました。

検討委員会は、要望書を提出した西谷町内の連合町会、各町会及び西谷商栄会のほか、西谷町に接する川島第六町内会、川島東部連合町内会の代表者や、地域の関係機関 (日本郵便株式会社保土ヶ谷郵便局長、横浜地方法務局神奈川出張所長、神奈川県警察保土ヶ谷警察署長) の皆様で構成されています。

4 検討状況

平成 30 年 6 月以降、保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会を 5 回開催し、新町名や新町区域について検討を重ねてきました。また、検討を開始するにあたり、検討開始の周知を行うため、平成 30 年 8 月に、お住いの方に対して、住居表示検討開始チラシ（別紙 8）を配付しました。

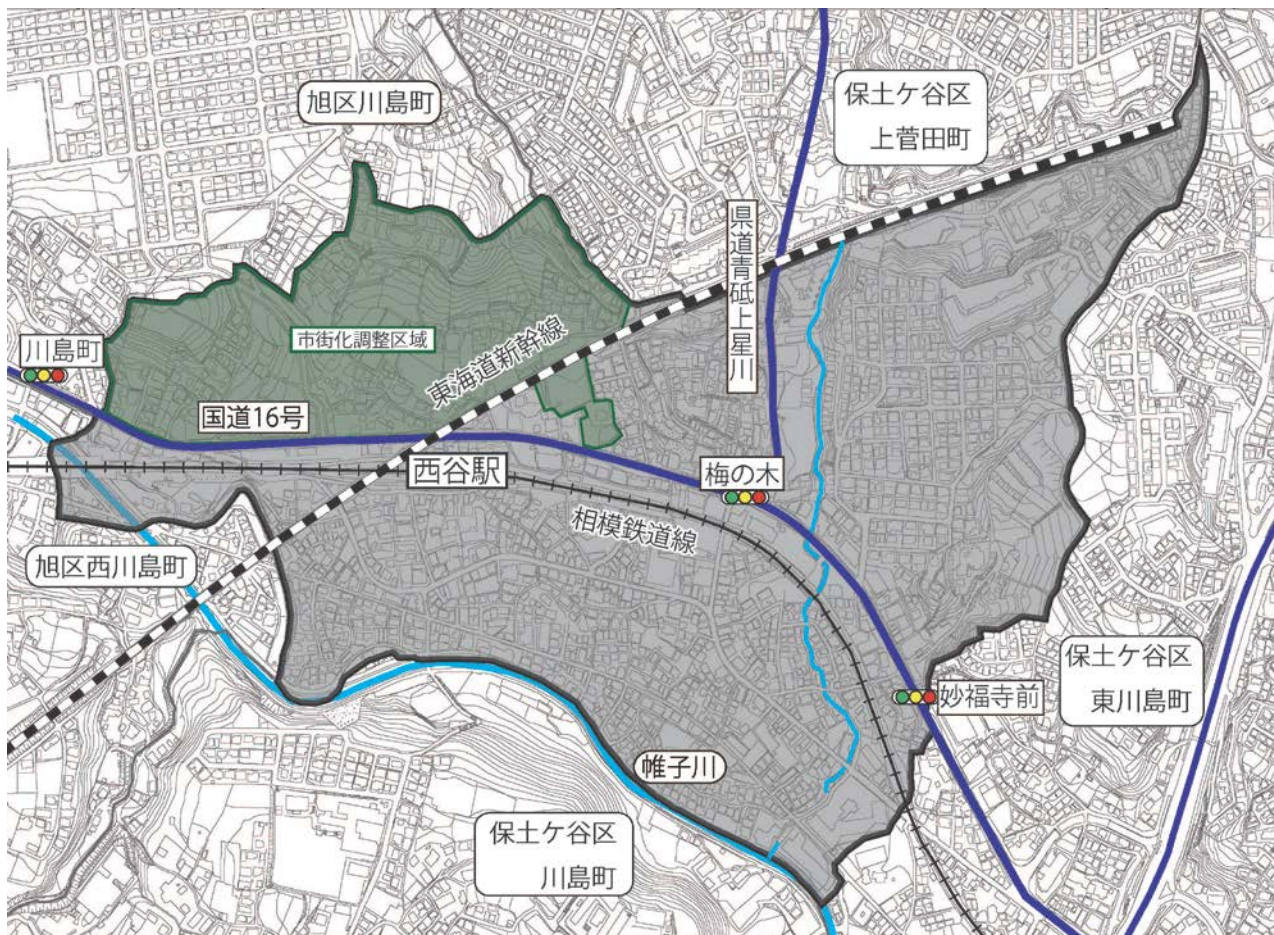
現在、新町名について地域にお住いの方の御意見を伺うため、新町名アンケートを実施しています。このアンケート結果を参考に、住居表示検討委員会において、新町名案を決定します。

5 今後のスケジュール

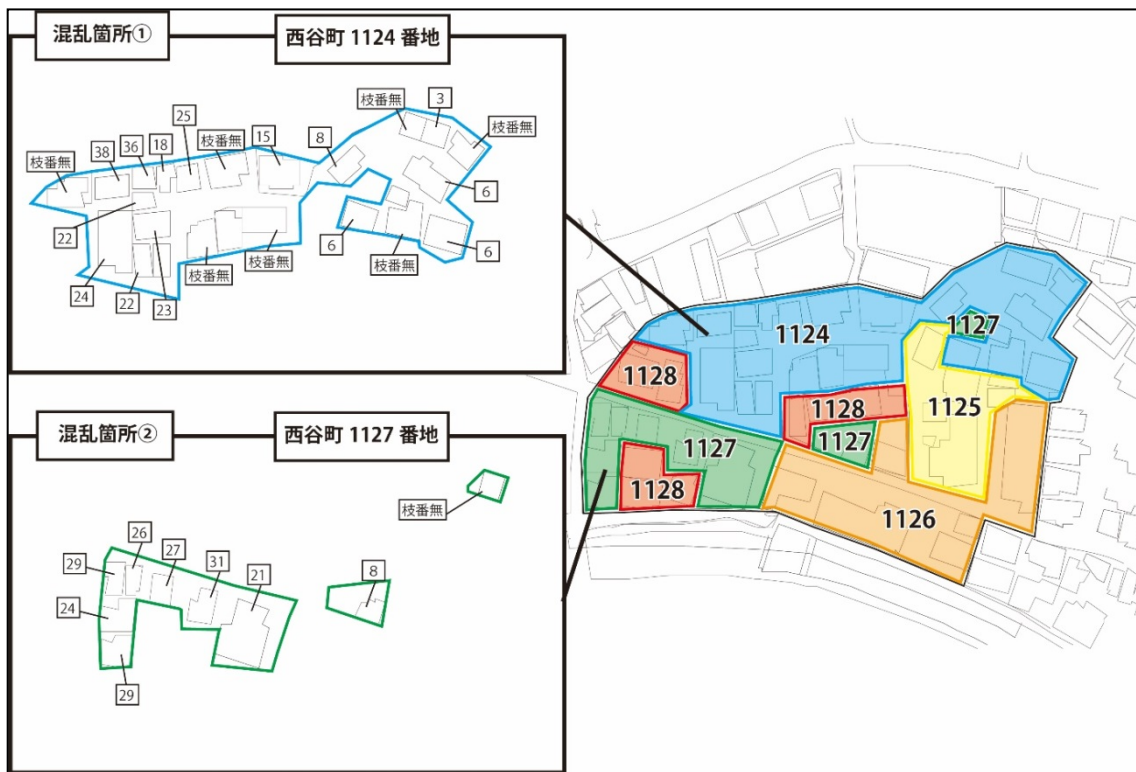
今後の主なスケジュールは以下のとおりです。

平成 31 年 1 月～2 月	新町名アンケートの配付、回収、集計
平成 31 年 3 月	住居表示検討委員会において、アンケート結果を踏まえた新町名案と新町区域案の決定
平成 31 年 11 月	住居表示実施案の地元説明会
平成 32 年 1 月	住居表示審議会
平成 32 年 2 月	住居表示実施案の告示
平成 32 年 5 月	横浜市会に議案提出
平成 32 年夏以降	住居表示実施の告示
	住居表示実施の地元説明会
	住居表示実施

保土ヶ谷区西谷地区 位置図 (図 1)



保土ヶ谷区西谷地区 住所の混乱状況 (図 2)



- ・ 同じ親番が飛んで存在している (1127 番地、1128 番地)
- ・ 同じ住所を使用している建物が複数存在している (混乱箇所①)
- ・ 建物の並びの中で住所に連続性が無い (混乱箇所①、混乱箇所②)

西谷町エリアで 住所変更の検討を開始しました

保土ヶ谷区西谷町には「同地番の住所が多い」「隣近所で住所が大きく違う」など、住所の連続性がない地域があります。そこで、新しい町名・住所に変更し、住所を分かりやすくする「住居表示」の実施に向けた検討を開始しました。

●「住居表示」とは？

住所の分かりにくさを解消するため、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物 1 軒 1 軒に番号を付け、住所として表示する」という、市街地で行っている事業です。また、住居表示の実施に合わせ、町名も新しくなります。

●いつ住所が変わるの？

最短で平成 32 年秋頃の見込みです。ただし、検討状況により、遅くなる場合や、住居表示を実施しない場合もあります。

●どこが住所が変わるの？

原則として、市街化調整区域以外の西谷町で住居表示を検討しています。

●住居表示のメリットは？

住所の特定が容易になり、緊急車両や配達物が速やかに到着することが期待できます。

建物に住所を付ける制度ですので、相続や売買に伴う分合筆によって土地の番号が変わっても、住所が変わることはありません。

●どのように住所が変わるの？

〈現在の住所（地番を使用）〉

保土ヶ谷区西谷町●●●番地●●

〈住居表示を実施した場合の住所〉

（例）保土ヶ谷区西谷●丁目●●番●号

※住所（町名）については、今後、検討委員会で検討していきます。

●住所変更手続は必要になるの？

住民票等の区役所が所管している公簿類や東京電力や東京ガス等の公共サービスについては、自動的に書き換わります。郵便も 1 年間は旧住所でも届きます。

ただし、不動産・法人登記や運転免許証、銀行等、ご自身で住所変更をしていただく必要がある手続きがあります。

●誰が検討しているのか？

新しい町の町境や町名等を検討するため、地域の代表者等で構成される「西谷地区住居表示検討委員会」が平成 30 年 6 月に設置されました。

検討内容は、横浜市ウェブサイトに掲載するほか町内会の回覧やチラシの配布等により、お知らせしていきます。

●問合せ

横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当（西谷地区住居表示検討委員会事務局）

T E L : 045-671-2320 F A X : 045-664-5295

Eメール : sh-juukyo@city.yokohama.jp

横浜市 住居表示

検索

※このチラシは西谷町（市街化調整区域以外）に配付しています。